



# 家庭動物等の 飼養及び保管に関する 基準のあらまし



家庭動物(ペットなど)の  
飼い方について  
基準が作られました。

これまでの「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」が、  
家庭で飼われる動物の正しい飼い方を定める  
**「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」**  
に変わりました。

この基準は、動物の愛護及び管理に関する法律に  
基づいて平成14年5月28日に決まりました。



## 1 基本的心構え

- 動物は命あるものです。飼い主は家庭動物等の習性をよく理解し、愛情をもって扱うとともに、一生面倒を見ましょう。
- 飼い主は、人と動物がうまく共生していくためにも、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑をかけたりすることがないように、責任を持って飼いましょう。

## 2 家庭動物等とは？

愛がん動物（ペット）や伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭で飼われている動物や学校等で飼われている動物で、鳥類、哺乳類、爬虫類に属するものをいいます。

## 3 家庭動物を飼う前に考えなくてははいけないこと

- 動物を飼う前には、動物の特性をよく調べ、目的に合った動物を選択し、最後まで飼うことができるかどうか慎重に判断することが重要です。
- 特に野生動物等の飼育は、大変難しいものです。動物の生態・習性・生理や飼育方法等の専門知識や特別な設備が必要となります。一般的には、家庭動物としては不向きなものが多いので、本当に一生面倒を見ることができるのかを慎重に判断する必要があります。

## 4 飼い主の責任

- ① 家庭動物には名札や脚環、マイクロチップなどを装着し、飼い主がだれであるかわかるようにしましょう。
- ② 家庭動物の数が増えすぎて、近隣の人たちに迷惑をかけないように注意しましょう。責任をもって飼うことができない場合は、不妊去勢手術等の繁殖制限を行いましょう。



- ③ 人と動物の共通感染症について、正しい知識をもち、感染防止に努めましょう。
- ④ 飼い主は、必要な運動、給餌、給水、病気やけがの防止により、動物の健康や安全を守りましょう。
- ⑤ 飼い主は、動物のふん尿、その他の汚物を適切に処理して、清潔を保ち、周辺的生活環境の保全に努めましょう。
- ⑥ 飼育する施設（小屋・柵・鳥かご等）は常に点検し、逸走防止に努め、万が一、家庭動物等が逃げ出した場合には、飼い主の責任において速やかに探し、捕獲しましょう。
- ⑦ 飼い主は、地震や火災等の非常災害に対応できるように、移動手段を事前に確認するほか、非常食の準備等、避難に必要な準備をしておきましょう。

## 5 犬の飼い方

- ① 柵等で囲まれた飼い主の敷地内、室内、または人の生命や財産などに危害を加えず、人に迷惑を及ぼすことのない場所を除いて、犬の放し飼いはしないようにしましょう。
- ② 犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないよう注意しましょう。
- ③ 飼い主は犬による危害や迷惑を防止するため、適切なしつけや訓練をしましょう。
- ④ 屋外で運動させる場合には、原則として引き運動を行い、犬を制御できる者が行いましょう。
- ⑤ 子犬を譲渡する場合には、母犬から乳をもらっている間の譲渡は避け、社会化期\*を経た後に譲渡するように努めましょう。



## 6 ねこの飼い方

- ① 周辺の環境に応じた適切な飼い方で、近隣に迷惑を及ぼさないようにしましょう。
- ② 感染症の防止、交通事故など不慮の事故の防止等ねこの健康と安全のためにも、室内で飼うように努めましょう。
- ③ 室内で飼うことができない場合には、不妊去勢等の繁殖制限を行いましょう。
- ④ 子ねこを譲渡する場合には、母ねこから乳をもらっている間の譲渡は避け、社会化期\*を経た後に譲渡するように努めましょう。



\*社会化とは、社会的行動の学習によって、社会集団のメンバーとして適当な行動ができるようになることをいいます。犬の社会化期は3週齢から12週齢といわれ、ねこの社会化期は3週齢から9週齢といわれています。この社会化期に、親や兄弟（姉妹）との触れあいが十分になされれば、すばらしい家庭動物としての基礎が築かれることとなります。

## 7 学校等における動物の飼い方

- ① 学校等の責任者は、獣医師等動物の飼育についての専門家の指導のもとに、適切な動物の飼育を行いましょう。
- ② 学校等の責任者は、飼育に当たる者以外からみだりに食物を与えられ、又は動物が傷つけられ、苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるようにしまししょう。

## 8 自然環境に配慮した飼育

飼い主は、動物が逃げ出したり、放し飼いをしたりすることで、在来の野生動物を捕食してしまったり、その生活を圧迫してしまうなどの問題を生じることのないように配慮しまししょう。





## 基準のポイント



**1** 家庭動物の多様化へ対応するために、これまでの犬・ねこ中心の基準から、家庭で飼育される動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を対象とした飼い方の基準としました。



**2** 人と動物の共生社会の実現のために、飼い主の責任を重視しています。

- 動物を飼う前に、飼おうとする動物の習性などをよく調べ、責任を持って最後まで面倒を見ることが出来るかよく考えること
- 飼い主を明示する措置を推進すること
- 繁殖制限のための措置を徹底すること
- ねこの室内飼育を推進すること
- 学校において適切な動物の飼育を確保すること



**3** 自然環境に配慮した飼育を求めています。

- 家庭動物を逃がしてしまったり、放し飼いをすることによって、野生動物の生活を圧迫してしまうことのないよう、自然環境の保全に配慮した飼育を飼い主の責務として明記しています。

## ペットもあなたの家族です

### しつけと愛情は欠かせません

飼い主のモラルが問われています。  
近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、  
楽しく快適にペットと暮らすためにも  
しつけは欠かせません。  
ペットは飼い主を選べません。  
愛情と責任を持って飼いましょう。  
責任をもって飼うことが  
できない場合には、  
不妊・去勢処置を行いましょう。



## 動物愛護週間

9月20日から26日

「動物の愛護及び管理に関する法律」で  
毎年9月20日から26日は、  
動物愛護週間と定められています。

動物の愛護管理に関するお問い合わせは、お近くの都道府県等担当窓口へ

環境省自然環境局総務課 動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

HP:<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/index.html>

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています